

指定給水装置工事事業者の指定・更新及び 指定後の遵守事項の手引き

八匝水道企業団の給水区域内で給水装置工事を施行しようとする者は、八匝水道企業団企業長から水道法第16条の2第1項に基づく指定を受けないと水道法施行規則第13条で規定する給水装置の軽微な変更以外の工事は施行できませんのでご注意ください。

令和元年10月

八匝水道企業団

目 次

■指定給水装置工事事業者の指定	1
■指定給水装置工事事業者の指定の更新	4
■指定後の遵守事項	7
■指定給水装置工事事業者の処分	12
(様式・記入方法等)	
(様式第 1) 指定給水装置工事事業者指定申請書 (第18条関係)	16
(別 表) 機械器具調書 (第18条関係)	19
(様式第 2) 誓約書 (第18条及び第34条関係)	20
(様式第20号) 確認事項 (新規)	21
(様式第21号) 確認事項 (更新)	25
(様式第22号) 業務内容変更届出書	33
(様式第 3) 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書 (第22条関係)	37
(様式第 10) 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書 (第34条関係)	38
(様式第 11) 指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書 (第35条関係)	39
申請書類等チェックリスト	40

■ 指定給水装置工事事業者の指定

1 指定の基準（法第25条の3第1項及び法施行規則第20条関連）

- (1) 事業所ごとに、給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
- (2) 次に掲げる機械器具を有する者であること。
 - ① 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
 - ② やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
 - ③ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
 - ④ 水圧テストポンプ
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。（以下、法第25条の3第1項第3号イ～へを抜粋）

- イ 心身の故障により給水装置工事事業者の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
 - ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ハ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ニ 法第25条の11第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
 - ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - ヘ 法人であって、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

2 厚生労働省が推奨する情報の確認事項について

- (1) 指定給水装置工事事業者の業務内容
 - ① 営業時間等(休業日、営業日、営業時間、修繕対応時間)
 - ② 漏水等修繕対応の可否（屋内給水装置の修繕、埋設部の修繕、その他）
 - ③ 対応工事等（「配水管からの分岐～水道メーター」及び「水道メーター～宅内給水装置」の施行の有無）

3 申請手数料（指定）について

(1) 申請手数料（八匠水道企業団給水条例第32条第1項 別表第2） 3万円

- ① 申請後に発行する納入通知書により納付してください。

4 申請書類について（法第25条の2、法施行規則第18条及び第19条関連）

(1) 提出書類

- ① 指定申請書（様式第1・別表「機械器具調書」を含む。）に次に掲げる書類を添えて提出してください。

イ 法第25条の3第1項第3号イからへ（上記1（3）イからへ）までのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類（法施行規則様式第2（以下「誓約書」という。））

ロ 法人にあっては定款又は寄附行為及び登記簿の謄本、個人にあってはその住民票の写し

ハ 事業所ごとに給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者の給水装置工事主任技術者免状（以下「免状」という。）の写し

ニ 上記のほか、事務所外観・事務所内部・機械器具類・車両等の写真を添付してください。

- ② 確認事項（新規）（様式第20号 P.21）を提出してください。

(2) その他注意事項

- ① 指定申請書の住所及び給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の所在地の欄は、郵便番号から記入してください。

- ② 指定申請書の余白に、住所及び給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の電話番号及びFAX番号を記入してください。

- ③ 申請書類等チェックリスト（P.40）による確認を行ってください。

5 申請の受付について

(1) 申請は、八匠水道企業団業務班において、原則として開庁日の 午前9時から午後5時まで受け付けています。（郵送やFAX、メール等での受け付けは原則実施していません。）

6 標準処理期間

(1) 申請から指定までの標準処理期間は、40日（営業日）間です。

(2) 上記の期間には、次の期間は含まれませんので注意してください。

- ① 申請に不備がある場合に、その補正に要する指導期間等

- ② 申請者が申請の内容を変更するのに要した日数

- ③ 申請者が他の手続を必要とする場合、その手続に要する日数

7 指定書の交付及び指定後の公示

- (1) 指定された方には、八匠水道企業団総務班から指定給水装置工事者指定書（八匠水道企業団指定給水装置工事事業者規程（以下「規程」という。）（別記第1号様式）を交付（同規程第6条第1項）し、指定後の遵守事項等についての事務説明を行います。
- (2) 指定後、八匠水道企業団公告式条例（第2条）に基づいた公示及びウェブサイトへの掲載により公示します。（規程第10条第1項第1号）

8 担当

八匠水道企業団 業務班

TEL 0479-73-3171

FAX 0479-73-4774

■ 指定給水装置工事事業者の指定の更新

1 更新の基準（法第25条の2第1項及び法施行規則第20条関連）

（「**指定給水装置工事事業者の指定 1 指定の基準**」(P.1)と同じ）

- (1) 事業所ごとに、給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
- (2) 次に掲げる機械器具を有する者であること。
 - ① 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
 - ② やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
 - ③ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
 - ④ 水圧テストポンプ
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。（以下、法第25条の3第1項第3号イ～へを抜粋）

- イ 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
 - ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ハ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ニ 法第25条の11第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
 - ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - へ 法人であって、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

2 厚生労働省が推奨する情報の確認事項について

- (1) 指定給水装置工事事業者研修の受講実績（過去5年以内）
 - ① 当企業団が実施している指定給水装置工事事業者研修の受講実績
- (2) 指定給水装置工事事業者の業務内容
 - ① 営業時間等(休業日、営業日、営業時間、修繕対応時間)
 - ② 漏水等修繕対応の可否（屋内給水装置の修繕、埋設部の修繕、その他）
 - ③ 対応工事等（「配水管からの分岐～水道メーター」及び「水道メーター～宅内給水装置」の施行の有無）

- (3) 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）
 - ① 受講者名
 - ② 研修会名、実施団体
 - ③ 受講年月日
- (4) 過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の配置状況
 - ① 技能を有する者の氏名
 - ② 配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか
 - ③ 資格等を有しているか
 - ④ 保有している資格等

3 申請手数料（更新）について

- (1) 申請手数料（八匠水道企業団水道事業給水条例第32条第1項 別表第2） 1万円
 - ① 申請後に発行する納入通知書により納付してください。

4 申請書類について（法第25条の2、法施行規則第18条及び第19条関連）

- (1) 提出書類
 - ① 更新申請書（様式第1・別表「機械器具調書」を含む。）に次に掲げる書類を添えて提出してください。
 - イ 誓約書（法施行規則様式第2）
 - ロ 法人にあっては定款又は寄附行為及び登記簿の謄本、個人にあってはその住民票の写し
 - ハ 事業所ごとに給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者の免状の写し
 - ニ 指定書の写し
 - ② 確認事項（更新）（様式第21号 P.25）に次に掲げる書類を添えて提出してください。
 - イ 指定給水装置工事事業者研修の修了書の写し
 - ロ 給水装置工事主任技術者等の研修受講を証明する書類等の写し
 - ハ 適切に作業を行うことができる技能を有する者の保有している資格を証明する書類等の写し

(2) その他注意事項

- ① 更新申請書の住所及び給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の所在地の欄は、郵便番号から記入してください。
- ② 更新申請書の余白に、住所及び給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の電話番号及びFAX番号を記入してください。
- ③ 申請書類等チェックリスト(P.40)による確認を行ってください。

5 申請の受付について

- (1) 申請は、八匠水道企業団業務班において、原則として開庁日の午前9時から午後5時まで受け付けています。(郵送やFAX、メール等での受け付けは原則実施していません。)

6 標準処理期間

- (1) 申請から更新までの標準処理期間は、40日(営業日)間です。
- (2) 上記の期間には、次の期間は含まれませんので注意してください。
- ① 申請に不備がある場合に、その補正に要する指導期間等
 - ② 申請者が申請の内容を変更するのに要した日数
 - ③ 申請者が他の手続を必要とする場合、その手続に要する日数

7 指定書の交付及び更新後の公示

- (1) 更新された方には、八匠水道企業団総務班から更新前の指定書と更新後の指定書を引き換えに交付します。(規程第6条第1項及び第2項)
- (2) 更新後遅滞なく八匠水道企業団ウェブサイトへの掲載により公示します。(規程第10条第1項第2号)
- (3) 指定が失効した事業者は、遅滞なく八匠水道企業団ウェブサイトへの掲載により公示します。(規程第10条第1項第3号)

8 担当

八匠水道企業団 業務班

TEL 0479-73-3171

FAX 0479-73-4774

■ 指定後の遵守事項

1 給水装置工事主任技術者の選任・解任（法第25条の4第1項、第3項及び法施行規則第23条関連）

- (1) 指定給水装置工事事業者は、事業所ごとに、次に掲げる職務をさせるため、免状の交付を受けている者のうちから、給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。
 - ① 給水装置工事に関する技術上の管理
 - ② 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
 - ③ 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が法第16条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認
 - ④ 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整
 - ⑤ 法施行規則第36条第1項第2号に掲げる工事に係る工法、工期その他工事上の条件に関する連絡調整
 - ⑥ 給水装置工事（法施行規則第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）を完了した旨の連絡
- (2) 選任・解任期間（法施行規則第21条第1項及び第2項関連）
 - ① 指定を受けた日から2週間以内に選任
 - ② 給水装置工事主任技術者が、欠けるに至った日から2週間以内に解任及び新たに選任
 - ③ 新規に事業所を追加したときは、追加した日から2週間以内に選任なお、給水装置工事主任技術者を選任していない間は給水装置工事を施行することはできません。
- (3) 届出期間（法第25条の4第2項関連）
 - ① 指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を水道事業者に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。
- (4) 届出書類について（法施行規則第22条関連）
 - ① 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（法施行規則様式第3）に選任の届出の場合にあっては選任した給水装置工事主任技術者の免状の写しを添付（指定後最初の選任の届出の場合において、指定の申請時に給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者として既に免状の写しを提出してある場合を除く。）して、提出してください。

(5) 選任時の条件について（法施行規則第21条第3項関連）

- ① 給水装置工事主任技術者の選任を行うに当たっては、一の事業所の給水装置工事主任技術者が、同時に他の事業所の給水装置工事主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、一の給水装置工事主任技術者が当該二以上の事業所の給水装置工事主任技術者となってもその職務を行うにあたって特に支障がないときは、この限りでない。なお、二以上の事業所とは、A社のB事業所とC事業所という場合、D社の事業所とE社の事業所という場合がそれぞれ含まれること。
- ② 上記について、「その職務を行うに当たって特に支障がないとき」に該当するかどうかは、法第25条の4第3項の職務を法施行規則第36条第1号及び第6号に基づき遂行できるかどうか等により判断されるものであること。

(6) 届出の受付について

- ① 届出は、八匠水道企業団業務班において、原則として開庁日の午前9時から午後5時まで受け付けています。（郵送やFAX、メール等での受け付けは原則実施していません。）

2 変更の届出

(1) 変更があった場合に届け出なければならない事項（法第25条の7及び法施行規則第34条第1項関連）

- ① 事業所の名称
- ② 事業所の所在地
- ③ 氏名又は名称
- ④ 住所
- ⑤ 法人にあつては、代表者の氏名
- ⑥ 法人にあつては、役員の氏名
- ⑦ 給水装置工事主任技術者の氏名
- ⑧ 給水装置工事主任技術者の免状の交付番号
- ⑨ 新規事業所の追加
- ⑩ 事業所の廃止
- ⑪ 上記のほか、住所及び給水装置工事の事業を行う事業所の電話番号及びFAX番号が変更となった場合もお知らせください。

(2) 届出期間（法施行規則第34条第2項関連）

- ① 当該変更のあった日から30日以内

(3) 届出書類について（法施行規則第34条第2項関連）

- ① 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（法施行規則様式第10）
- ② （1）のうち、③から⑤の場合にあっては、上記届出書に法人にあっては定款又は寄附行為及び登記簿の謄本、個人にあってはその住民票の写し、指定書の写しを添えて提出してください。
- ③ （1）のうち、⑥の場合にあっては、（⑤の場合において、役員でなかった者が新たに役員となった場合を含む）上記届出書に次に掲げる書類を添えて提出してください。
 - イ 登記簿の謄本
 - ロ 誓約書（法施行規則様式第2）

(4) 届出の受付について

- ① 届出は、八匠水道企業団業務班において、原則として開庁日の午前9時から午後5時まで受け付けています。（郵送やFAX、メール等での受け付けは原則実施していません。）

3 業務内容変更の届出

(1) 変更があった場合に届け出なければならない事項

- ① 休業日
- ② 営業時間
- ③ 修繕対応時間
- ④ 漏水等修繕対応の可否
- ⑤ 対応工事等

(2) 届出期間

- ① 当該変更があった場合は、遅滞なく、その旨を水道事業者に届け出してください。

(3) 届出書類について

- ① 業務内容変更届出書（様式第22号 P.33）を提出してください。

(4) 届出の受付について

- ① 届出は、八匠水道企業団業務班において、原則として開庁日の午前9時から午後5時まで受け付けています。（郵送やFAX、メール等での受け付けは原則実施していません。）

4 廃止等の届出

(1) 届け出なければならないとき（法第25条の7関連）

- ① 事業を廃止したとき

- ② 事業を休止したとき
- ③ 事業を再開したとき
- (2) 届出期間（法施行規則第35条関連）
 - ① 廃止又は休止の場合 当該廃止又は休止の日から30日以内
 - ② 再開の場合 当該再開の日から10日以内
- (3) 届出書類について（法施行規則第35条及び規程第2条第2項及び第3項関連）
 - ① 指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書（法施行規則様式第11）に指定書を添えて（再開の場合を除く）提出してください。
- (4) 届出の受付について
 - ① 届出は、八匠水道企業団業務班において、原則として開庁日の午前9時から午後5時まで受け付けています。（郵送やFAX、メール等での受け付けは原則実施していません。）
- (5) 指定書の返還（規程第2条第5項関連）
 - ① 再開の届出にあつては、届出後速やかに指定書を返還します。

5 事業の基準

- (1) 事業の運営の基準（法第25条の8及び法施行規則第36条関連）

指定給水装置工事事業者は、次に掲げる事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。

- ① 給水装置工事（法施行規則第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）ごとに、法第25条の4第1項の規定により選任した給水装置工事主任技術者のうちから、当該工事に関して法第25条の4第3項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。
- ② 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者（水道事業者等によって行われた試験や講習により資格を与えられた配管工、職業能力開発促進法第62条に規定する配管技能士、同法第24条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程の修了者等が想定される）に従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。
- ③ 水道事業者の給水区域において前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ当該水道事業者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。
- ④ 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

- ⑤ 次に掲げる行為を行わないこと。
 - イ 法施行令第6条に規定する基準に適合しない給水装置を設置すること。
 - ロ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。
- ⑥ 施行した給水装置工事（法施行規則第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）ごとに、①の規定により指名した給水装置工事主任技術者に次の各号に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。
 - イ 施主の氏名又は名称
 - ロ 施行の場所
 - ハ 施行完了年月日
 - ニ 給水装置工事主任技術者の氏名
 - ホ 竣工図
 - ヘ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
 - ト 法第25条の4第3項第3号の確認の方法及びその結果

6 その他の遵守事項

(1) 給水装置工事主任技術者の立会い（法第25条の9関連）

指定給水装置工事事業者は、水道事業者が法第17条第1項の規定による給水装置の検査を行う場合において、水道事業者から当該給水装置工事を施行した事業所に係る給水装置工事主任技術者を検査に立ち会わせることを求められたときは、正当な理由なくこれを拒むことはできない。

(2) 報告又は資料の提出（法第25条の10及び規程第6条関連）

指定給水装置工事事業者は、水道事業者から給水区域において施行した給水装置工事に関し必要な報告又は資料の提出を求められたときは、正当な理由なくこれを拒むことはできない。

■ 指定給水装置工事事業者の処分

1 指定の取消し又は停止（法第25条の11及び規程第3条関連）

- (1) 指定給水装置工事事業者は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、指定を取り消され、又は指定を停止されることがある。
- ① 法第25条の3第1項各号に適合しなくなったとき。
 - ② 法第25条の4第1項又は第2項の規定に違反したとき。
 - ③ 法第25条の7の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
 - ④ 法第25条の8に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な給水装置工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。
 - ⑤ 法第25条の9の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
 - ⑥ 法第25条の10の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
 - ⑦ その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。
 - ⑧ 不正な手段により指定を受けたとき。

※指定給水装置工事事業者の処分に係る関係法令（P13,14,15）参照。

【指定給水装置工事事業者の処分に係る関係法令】

○水道法

第25条の3（指定の基準）

水道事業者は、第16条の2第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

- 一 事業所ごとに、次条第一項の規定により給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
- 二 厚生労働省令で定める機械器具を有する者であること。
- 三 次のいずれにも該当しない者であること。
 - イ 心身の故障により給水装置工事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
 - ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ハ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ニ 法第25条の11第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
 - ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - ヘ 法人であって、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

2 水道事業者は、第16条の2第1項の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を一般に周知させる措置をとらなければならない。

第25条の4（給水装置工事主任技術者）

指定給水装置工事事業者は、事業所ごとに、第3項各号に掲げる職務をさせるため、厚生労働省令で定めるところにより、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

2 指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を水道事業者に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

3 給水装置工事主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- 一 給水装置工事に関する技術上の管理
- 二 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督

- 三 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が第16条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認
 - 四 その他厚生労働省令で定める職務
- 4 給水装置工事に従事する者は、給水装置工事主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

第25条の7（変更の届出等）

指定給水装置工事事業者は、事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は給水装置工事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を水道事業者届け出なければならない。

第25条の8（事業の基準）

指定給水装置工事事業者は、厚生労働省令で定める給水装置工事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事業の運営に努めなければならない。

第25条の9（給水装置工事主任技術者の立会い）

水道事業者は、第十七条第一項の規定による給水装置の検査を行うときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定給水装置工事事業者に対し、当該給水装置工事を施行した事業所に係る給水装置工事主任技術者を検査に立ち会わせることを求めることができる。

第25条の10（報告又は資料の提出）

水道事業者は、指定給水装置工事事業者に対し、当該指定給水装置工事事業者が給水区域において施行した給水装置工事に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

第25条の11（指定の取消し）

水道事業者は、指定給水装置工事事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第16条の2第1項の指定を取り消すことができる。

- 一 第25条の3第1項各号に適合しなくなったとき。
- 二 第25条の4第1項又は第2項の規定に違反したとき。
- 三 第25条の7の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 四 第25条の8に規定する給水装置工事業の運営に関する基準に従った適正な給水装置工事業の運営をすることができないと認められるとき。

五 第25条の9の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。

六 前条の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

七 その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。

八 不正の手段により第16条の2第1項の指定を受けたとき。

○八匠水道企業団指定給水装置工事事業者規程

第9条（指定の停止）

企業長は、指定工事業者が法第25条の11第1項各号のいずれかに該当する場合において、当該指定工事業者に特段の事情があると認めるときは、指定の取消しに代えて、6月以内の期間を定めて指定を停止することができる。

指定給水装置工事事業者指定申請書

八匠水道企業団
 企業長 殿

郵便番号を記入

年 月 日

申請者 氏名又は名称 ○○○ ○○○

登記簿謄本のとおり記入

住所 ○○○○○○○○

代表者 氏名

事業者印、代表者印を押す

TEL

FAX

会社名にフリガナを振る

印

印

〒から記入する。余白に住所の電話番号及びFAX番号を記入する。

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
氏名にフリガナを振る 代表取締役 ○○ ○○ 取 締 役 ○○ ○○	監 査 役 ○○ ○○ 登記簿謄本上の役員は全員書く
事業の範囲	※登記簿謄本、定款に書かれているとおりに転記します。 ※給水装置の工事業を行っていることを確認できるような事項が入っていることが必要です、 例：「管工事業」「給排水管設備事業」「水道事業」等 ※事業範囲が書ききれない場合は、別紙添付でもかまいません。 登記簿謄本の内容を写す
機械器具の名称、性能及び数	別紙のとおり

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

指定給水装置工事事業者指定申請書

八匠水道企業団
 企業長

殿

郵便番号を記入

屋号はフリガナを振る

年 月 日

申請者 氏名又は名称 ○○○○○○○○ 印

住民票にあるとおりに記入

住所 ○○○○○○○○

代表者氏名 ○○○○○○○○ 印

代表者印がない場合は個人印

TEL ○○○○○○○○

FAX ○○○○○○○○

〒から記入する。余白に住所の電話番号及びFAX番号を記入する。

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

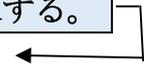
役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代 表 ○○ ○○ 氏名にフリガナを振る	役 員 ○○ ○○ 役員担当者がいる場合は記入
事業の範囲	管工事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 行う予定の事業を記入 ※給水装置の工事業を行うことを確認できるような事項が入っていることが必要です。 例：「管工事業」「給排水管整備事業」「水道事業」等 </div>
機械器具の名称、性能及び数	別紙のとおり

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

余白に電話番号及びFAX番号を記入する。

TEL

FAX



当該給水区域で給水装置工事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	〒
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
<p>〇〇 〇〇</p> <p>氏名にはフリガナを振る</p>	<p>第〇〇〇〇〇番</p> <p>給水装置工事主任技術者の氏名及び免状の交付番号を一致させること。</p>

TEL

FAX

当該給水区域で給水装置工事業を行う事務所の名称	
上記事業所の所在地	事業所が2つ以上ある場合は記入すること
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

機 械 器 具 調 書

〇〇年〇〇月〇〇日 現在

種 別	名 称	型 式、性 能	数 量	備 考
管の切断用の 機械器具	※ ← 金切りのこ等を記入する。			
管の加工用の 機械器具	※ ← やすり、パイプねじ切り器 等を記入する。		※ ← 各種別とも1台以上を 記入する。	
	種別は欄外の（注）にある4種を記入			
管の接合用の 機械器具	※ ← トーチランプ、パイプレン チ等を記入する。			
水圧テストポンプ				

（注） 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、
水道法第25条の3第1項第3号イからへまでの
いずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者 ←	本店の名称等を記入する (登記簿謄本と一致させること。)	印
氏名又は名称		
住 所		
代表者氏名		印
	社印(角印)と代表者印(丸印)の両方を押印する。	

八匠水道企業団
企業長 殿

(備考)この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第20号

確認事項（新規）

八匠水道企業団
企業長

殿

年 月 日

氏名又は名称 ⑩

郵便番号、住所 〒

代表者氏名 ⑩

電話番号

指定給水装置工事事業者の業務内容

営業時間等（公表：可・不可）			
休業日	（ ）		
営業日	（ ）		
営業時間	（午前・午後）	時 分から	（午前・午後） 時 分まで
修繕対応時間	（午前・午後）	時 分から	（午前・午後） 時 分まで
漏水等修繕対応の可否（公表：可・不可）			
（該当部に○をつけてください。詳細な内容を記入することも可能です。）			
屋内給水装置の修繕 ・ 埋設部の修繕			
その他 （ ）			
対応工事等（公表：可・不可）			
配水管からの分岐	～	水道メーター	（施行する ・ 施行しない）
水道メーター	～	宅内給水装置	（施行する ・ 施行しない）
その他 自由記入（公表：可・不可）			
緊急時連絡先			

※事業所ごとに業務内容が異なる場合は、別表（様式第20号関係）の記入をお願いします。

※公表には、ウェブサイト等への掲載を含みます。

※業務内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届け出るようお願いします。

別表（様式第20号関係）

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
営業時間等（公表：可・不可）	
休業日（ ）	
営業日（ ）	
営業時間（午前・午後）	時 分から（午前・午後） 時 分まで
修繕対応時間（午前・午後）	時 分から（午前・午後） 時 分まで
漏水等修繕対応の可否（公表：可・不可）	
（該当部に○をつけて下さい。詳細な内容を記入することも可能です。）	
屋内給水装置の修繕 ・ 埋設部の修繕	
その他（ ）	
対応工事等（公表：可・不可）	
配水管からの分岐 ～ 水道メーター（施行する ・ 施行しない）	
水道メーター ～ 宅内給水装置（施行する ・ 施行しない）	
その他 自由記入（公表：可・不可）	

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
営業時間等（公表：可・不可）	
休業日（ ）	
営業日（ ）	
営業時間（午前・午後）	時 分から（午前・午後） 時 分まで
修繕対応時間（午前・午後）	時 分から（午前・午後） 時 分まで
漏水等修繕対応の可否（公表：可・不可）	
（該当部に○をつけてください。詳細な内容を記入することも可能です。）	
屋内給水装置の修繕 ・ 埋設部の修繕	
その他（ ）	
対応工事（公表：可・不可）	
配水管からの分岐 ～ 水道メーター（施行する ・ 施行しない）	
水道メーター ～ 宅内給水装置（施行する ・ 施行しない）	
その他 自由記入（公表：可・不可）	

※行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

様式第20号

確認事項（新規）

八匠水道企業団
企業長

殿

届出年月日を記入する。

〇〇年 〇〇月 〇〇日

本店の名称を記入する。

氏名又は名称

印

郵便番号、住所

〒

代表者氏名

印

電話番号

指定給水装置工事事業者の業務内容

営業時間等（公表： <input checked="" type="radio"/> 可・不可） 休業日（日曜日、正月3が日） 営業日（月～土） 営業時間 <input checked="" type="radio"/> 午前・ <input checked="" type="radio"/> 午後 8時30分から（午前・ <input checked="" type="radio"/> 午後 17時00分まで） 修繕対応時間 <input checked="" type="radio"/> 午前・ <input checked="" type="radio"/> 午後 9時00分から（午前・ <input checked="" type="radio"/> 午後 14時30分まで）	ウェブサイト等への公表の可否を記入する。
漏水等修繕対応の可否（公表： <input checked="" type="radio"/> 可・不可） （該当部に○をつけてください。詳細な内容を記入することも可能です。） <input checked="" type="radio"/> 屋内給水装置の修繕・埋設部の修繕 その他（トイレ及びお風呂の修繕のみ対応）	
対応工事等（公表： <input checked="" type="radio"/> 可・不可） 配水管からの分岐～水道メーター <input checked="" type="radio"/> 施行する・ <input type="radio"/> 施行しない 水道メーター～宅内給水装置 <input checked="" type="radio"/> 施行する・ <input type="radio"/> 施行しない	
その他 自由記入（公表： <input checked="" type="radio"/> 可・不可） 緊急時連絡先 〇〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇（代表者携帯）	

※事業所ごとに業務内容が異なる場合は、別表（様式第20号関係）の記入をお願いします。

※公表には、ウェブサイト等への掲載を含みます。

※業務内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届け出るようお願いします。

別表（様式第20号関係）

給水区域で給水装置工事業を行う事業所の名称	〇〇〇〇〇支店（営業所）
営業時間等（公表： <input checked="" type="radio"/> 可・不可）	ウェブサイト等への公表の可否を記入する。
休業日（日曜日、正月3が日）	
営業日（月～土）	
営業時間（ <input checked="" type="radio"/> 午前・午後） 9時 00分から（午前・ <input checked="" type="radio"/> 午後） 17時30分まで 修繕対応時間（ <input checked="" type="radio"/> 午前・午後） 9時 30分から（午前・ <input checked="" type="radio"/> 午後） 17時00分まで	
漏水等修繕対応の可否（公表： <input checked="" type="radio"/> 可・不可）	ウェブサイト等への公表の可否を記入する。
（該当部に○をつけて下さい。詳細な内容を記入することも可能です。） <input checked="" type="checkbox"/> 屋内給水装置の修繕 ・ 埋設部の修繕 その他（ ）	
対応工事等（公表：可・不可）	ウェブサイト等への公表の可否を記入する。
配水管からの分岐 ～ 水道メーター <input checked="" type="checkbox"/> 施行する ・ 施行しない 水道メーター ～ 宅内給水装置 <input checked="" type="checkbox"/> 施行する ・ 施行しない	
その他 自由記入（公表：可・不可）	

給水区域で給水装置工事業を行う事業所の名称	
営業時間等（公表：可・不可）	
休業日（ ）	
営業日（ ）	
営業時間（午前・午後） 時 分から（午前・午後） 時 分まで 修繕対応時間（午前・午後） 時 分から（午前・午後） 時 分まで	
漏水等修繕対応の可否（公表：可・不可）	ウェブサイト等への公表の可否を記入する。
（該当部に○をつけてください。詳細な内容を記入することも可能です。） <input type="checkbox"/> 屋内給水装置の修繕 ・ 埋設部の修繕 その他（ ）	
対応工事（公表：可・不可）	ウェブサイト等への公表の可否を記入する。
配水管からの分岐 ～ 水道メーター（ <input type="checkbox"/> 施行する ・ 施行しない） 水道メーター ～ 宅内給水装置（ <input type="checkbox"/> 施行する ・ 施行しない）	
その他 自由記入（公表：可・不可）	

※行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

様式第21号

確認事項（更新）

八匠水道企業団

企業長

殿

年 月 日

氏名又は名称

㊟

郵便番号、住所 〒

代表者氏名

㊟

電話番号

①八匠水道企業団が実施している指定給水装置工事事業者研修の受講実績（過去5年以内）

受講年月日（受講を証明する書類（修了証書）の写しを添付してください。 （公表：可・不可）
年 月 日 ・ 未受講
（未受講の場合、その理由） ※非公表

②指定給水装置工事事業者の業務内容

営業時間等（公表：可・不可）
休業日（ ）
営業日（ ）
営業時間（午前・午後） 時 分から（午前・午後） 時 分まで
修繕対応時間（午前・午後） 時 分から（午前・午後） 時 分まで
漏水等修繕対応の可否（公表：可・不可） （該当部に○をつけてください。詳細な内容を記入することも可能です。）
屋内給水装置の修繕 ・ 埋設部の修繕
その他（ ）
対応工事等（公表：可・不可）
配水管からの分岐 ～ 水道メーター（施行する ・ 施行しない）
水道メーター ～ 宅内給水装置（施行する ・ 施行しない）
その他 自由記入（公表：可・不可）
緊急時連絡先

- ※ 事業所ごとに業務内容が異なる場合は、別表（様式第21号関係）の記入をお願いします。
- ※ 公表には、ウェブサイト等への掲載を含みます。
- ※ 業務内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届け出るようお願いします。

別表（様式第21号関係）

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
営業時間等（公表：可・不可） 休業日（ ） 営業日（ ） 営業時間（午前・午後）時 分から（午前・午後）時 分まで 修繕対応時間（午前・午後）時 分から（午前・午後）時 分まで	
漏水等修繕対応の可否（公表：可・不可） （該当部に○をつけてください。詳細な内容を記入することも可能です。） 屋内給水装置の修繕 ・ 埋設部の修繕 その他（ ）	
対応工事等（公表：可・不可） 配水管からの分岐 ～ 水道メーター（施行する ・ 施行しない） 水道メーター ～ 宅内給水装置（施行する ・ 施行しない）	
その他 自由記入（公表：可・不可）	

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
営業時間等（公表：可・不可） 休業日（ ） 営業日（ ） 営業時間（午前・午後）時 分から（午前・午後）時 分まで 修繕対応時間（午前・午後）時 分から（午前・午後）時 分まで	
漏水等修繕対応の可否（公表：可・不可） （該当部に○をつけてください。詳細な内容を記入することも可能です。） 屋内給水装置の修繕 ・ 埋設部の修繕 その他（ ）	
対応工事等（公表：可・不可） 配水管からの分岐 ～ 水道メーター（施行する ・ 施行しない） 水道メーター ～ 宅内給水装置（施行する ・ 施行しない）	
その他 自由記入（公表：可・不可）	

※行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

③給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

- 4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

受講者名（公表対象外）	研修会名、実施団体	受講年月日
上記内容の公表の可否（公表には、ウェブサイト等への掲載を含みます。）		
可 ・ 不可		

受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

④過去1年以内の休止装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施工する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要

過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか (○×を記入)	資格等を有しているか (○×を記入)		工事年度
			保有している資格等	
上記内容の公表の可否 (公表には、ウェブサイト等への掲載を含みます。)				
可 ・ 不可				

保有している資格等を証明する書類 (資格者証等) の写しを添付してください。

様式第 21 号

確認事項 (更新)

八匠水道企業団
企業長

殿

届出年月日を記入する。

本店の名称を記入する。

〇〇年 〇〇月 〇〇日

氏名又は名称

印

郵便番号、住所 〒

代表者氏名

印

電話番号

①八匠水道企業団が実施している指定給水装置工事事業者研修の受講実績 (過去5年以内)

受講年月日 (受講を証明する書類 (修了証書) の写しを添付して下さい。 (公表 : <input checked="" type="radio"/> 可 ・ 不可)	
〇〇年 〇〇月 〇〇日	・ 未受講
(未受講の場合、その理由) ※非公表	終了証書と受講年月日を一致させること

②指定給水装置工事事業者の業務内容

営業時間等 (公表 : <input checked="" type="radio"/> 可 ・ 不可)	ウェブサイトへの公表の可否を記入する。
休業日 (日曜日、正月3が日)	
営業日 (月~土)	
営業時間 <input checked="" type="radio"/> 午前・午後 8時30分から (午前・午後) 17時00分まで	
修繕対応時間 <input checked="" type="radio"/> 午前・午後 9時00分から (午前・午後) 14時30分まで	
漏水等修繕対応の可否 (公表 : <input checked="" type="radio"/> 可 ・ 不可) (該当部に○をつけてください。詳細な内容を記入することも可能です。)	
<input checked="" type="radio"/> 屋内給水装置の修繕 ・ 埋設部の修繕	
その他 (トイレ及びお風呂の修繕のみ対応)	
対応工事等 (公表 : <input type="radio"/> 可 ・ 不可)	
配水管からの分岐 ~ 水道メーター <input checked="" type="radio"/> 施行する ・ 施行しない	
水道メーター ~ 宅内給水装置 <input checked="" type="radio"/> 施行する ・ 施行しない	
その他 自由記入 (公表 : <input checked="" type="radio"/> 可 ・ 不可)	
緊急時連絡先 〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇 (代表者携帯)	

- ※ 事業所ごとに業務内容が異なる場合は、別表 (様式第 21 号関係) の記入をお願いします。
- ※ 公表には、ウェブサイト等への掲載を含みます。
- ※ 業務内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届け出るようお願いします。

別表（様式第21号関係）

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	〇〇〇〇〇支店（営業所）
営業時間等（公表： <input checked="" type="radio"/> 可・不可） ←	ウェブサイトへの公表の可否を記入する。
休業日（日曜日、正月3が日）	
営業日（月～土）	
営業時間 <input checked="" type="radio"/> 午前・ <input checked="" type="radio"/> 午後 9時 00分から（午前・ <input checked="" type="radio"/> 午後） 17時30分まで	
修繕対応時間 <input checked="" type="radio"/> 午前・ <input checked="" type="radio"/> 午後 9時 30分から（午前・ <input checked="" type="radio"/> 午後） 17時00分まで	
漏水等修繕対応の可否（公表： <input checked="" type="radio"/> 可・不可） ← （該当部に○をつけてください。詳細な内容を記入することも可能です。）	
<input checked="" type="radio"/> 屋内給水装置の修繕 ・ 埋設部の修繕 その他（ ）	
対応工事等（公表： <input checked="" type="radio"/> 可・不可） ←	
配水管からの分岐 ～ 水道メーター <input checked="" type="radio"/> （施行する） ・ 施行しない	
水道メーター ～ 宅内給水装置 <input checked="" type="radio"/> （施行する） ・ 施行しない	
その他 自由記入（公表：可・不可）	

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
営業時間等（公表：可・不可）	
休業日（ ）	
営業日（ ）	
営業時間（午前・午後） 時 分から（午前・午後） 時 分まで	
修繕対応時間（午前・午後） 時 分から（午前・午後） 時 分まで	
漏水等修繕対応の可否（公表：可・不可） （該当部に○をつけてください。詳細な内容を記入することも可能です。）	
屋内給水装置の修繕 ・ 埋設部の修繕 その他（ ）	
対応工事等（公表：可・不可）	
配水管からの分岐 ～ 水道メーター <input checked="" type="radio"/> （施行する） ・ 施行しない	
水道メーター ～ 宅内給水装置 <input checked="" type="radio"/> （施行する） ・ 施行しない	
その他 自由記入（公表：可・不可）	

※行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

③給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

- 4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

受講者名（公表対象外）	研修会名、実施団体	受講年月日
〇〇 〇〇	給水工事振興財団 eラーニング	〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇 〇〇	自社内研修 給水装置の事故に関する 研修	〇〇年〇〇月〇〇日
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> 自社内研修は、受講の事実を証明する書類は不要とする。 </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> 外部研修は、受講を証明する書類と内容を一致させる。 </div>
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> 外部研修 eラーニングによる研修等を対象とする </div>		
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> 自社内研修 研修の内容は、以下のとおりとする。 イ 給水装置及び給水装置工事法に関する最新の技術情報 ロ 給水装置の事故事例と対策技術 ハ 給水装置の故障・異常の原因と修繕工事法 ニ 給水装置工事主任技術者の職務と役割 </div>		
上記内容の公表の可否（公表には、ウェブサイト等への掲載を含みます。）		
<input checked="" type="radio"/> 可 ・ <input type="radio"/> 不可		

受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。
行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

ウェブサイトへの公表の可否を記入する。

④過去1年以内の休止装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施工する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

該当する場合、チェック欄にレ点を記入する。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要

過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか (○×を記入)	資格等を有しているか (○×を記入)		工事年度
			保有している資格等	
〇〇 〇〇	○	○	検定会合格者	〇年度
〇〇 〇〇	×	×	保有している資格等を証明する書類と内容を一致させること。	〇年度
上記内容の公表の可否 (公表には、ウェブサイト等への掲載を含みます。)				
<input checked="" type="checkbox"/> 可 ・ 不可 ← ウェブサイトへの公表の可否を記入する。				

保有している資格等を証明する書類 (資格者証等) の写しを添付してください。

保有している資格等は、以下のとおりとする。

- イ 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工
- ロ 職業能力開発促進法第44条に規定する配管技能士
- ハ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程の修了者
- ニ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能に係る検定会の合格者

業務内容変更届出書

八匠水道企業団
企業長

殿

年 月 日

氏名又は名称 ⑩
郵便番号、住所 〒

代表者氏名 ⑩
電話番号

次のとおり業務内容の変更の届出をします。

営業時間等 (公表：可・不可)		漏水等修繕対応 (公表：可・不可)	
対応工事等 (公表：可・不可)		その他 (公表：可・不可)	
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
休業日			
営業日			
営業時間	(午前・午後) 時から (午前・午後) 時分まで	(午前・午後) 時分から (午前・午後) 時分まで	
修繕対応時間	(午前・午後) 時分から (午前・午後) 時分まで	(午前・午後) 時分から (午前・午後) 時分まで	
漏水等修繕対応	屋内給水装置の修繕 ・ 埋設部の修繕 ・ その他 []	屋内給水装置の修繕 ・ 埋設部の修繕 ・ その他 []	
配水管からの分岐 ～水道メーター	施行する・施行しない	施行する・施行しない	
水道メーター ～宅内給水装置	施行する・施行しない	施行する・施行しない	
その他			

※営業時間等には、休業日、営業日、修繕対応時間、対応工事等には、配水管からの分岐～水道メーター、水道メーター～宅内給水装置を含みます。

※変更該当箇所の公表と変更箇所のみ記入をお願いします。

※事務所ごとに業務内容が異なる場合は、別表（様式第22号関係）の記入をお願いします。

別表（様式第22号関係）

給水区域で給水装置工事業を行う事業所の名称			
営業時間等	(公表：可・不可)	漏水等修繕対応	(公表：可・不可)
対応工事等	(公表：可・不可)	その他	(公表：可・不可)
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
休業日			
営業日			
営業時間	(午 前 ・ 午 後) 時 分 から (午 前 ・ 午 後) 時 分 まで	(午 前 ・ 午 後) 時 分 から (午 前 ・ 午 後) 時 分 まで	
修繕対応時間	(午 前 ・ 午 後) 時 分 から (午 前 ・ 午 後) 時 分 まで	(午 前 ・ 午 後) 時 分 から (午 前 ・ 午 後) 時 分 まで	
漏水等修繕対応	屋内給水装置の修繕 ・ 埋設部の修繕 ・ その他 []	屋内給水装置の修繕 ・ 埋設部の修繕 ・ その他 []	
配水管からの分岐 ～水道メーター	施行する・施行しない	施行する・施行しない	
水道メーター ～宅内給水装置	施行する・施行しない	施行する・施行しない	
そ の 他			

※変更該当箇所の公表と変更箇所のみ記入をお願いします。

※事業所数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

様式第22号

業務内容変更届出書

八匠水道企業団
企業長

殿

届出年月日を記入する。

〇〇年 〇〇月 〇〇日

本店の名称を記入する。

氏名又は名称
郵便番号、住所 〒

㊞

代表者氏名
電話番号

㊞

次のとおり業務内容の変更の届出をします。

ウェブサイト等への公表の可否を記入する。

営業時間等	(公表 <input checked="" type="radio"/> 可・不可)	漏水等修繕対応	(公表：可・不可)
対応工事等	(公表：可・不可)	その他	(公表：可・不可)
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日
休業日 営業日			
営業時間	(<input checked="" type="radio"/> 午前・午後) 8時30分から (<input checked="" type="radio"/> 午前・ <input checked="" type="radio"/> 午後) 17時00分まで	(<input checked="" type="radio"/> 午前・午後) 8時15分から (<input checked="" type="radio"/> 午前・ <input checked="" type="radio"/> 午後) 17時15分まで	〇〇年〇〇月〇〇日
修繕対応時間	(午前・午後) 時分から (午前・午後) 時分まで	(午前・午後) 時分から (午前・午後) 時分まで	実際に変更のあった年月日を記載する
漏水等修繕対応	屋内給水装置の修繕 ・ 埋設部の修繕 ・ その他 []	屋内給水装置の修繕 ・ 埋設部の修繕 ・ その他 []	
配水管からの分岐 ～水道メーター	施行する・施行しない	施行する・施行しない	
水道メーター ～宅内給水装置	施行する・施行しない	施行する・施行しない	
その他			

※営業時間等には、休業日、営業日、修繕対応時間、対応工事等には、配水管からの分岐～水道メーター、水道メーター～宅内給水装置を含みます。

※変更該当箇所の公表と変更箇所のみ記入をお願いします。

※事務所ごとに業務内容が異なる場合は、別表（様式第22号関係）の記入をお願いします。

別表（様式第22号関係）

ウェブサイト等への
公表の可否を記入する。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称		○○○○○支店（営業所）	
営業時間等	(公表 可 不可) ←	漏水等修繕対応 (公表：可・不可)	
対応工事等	(公表：可・不可)	その他 (公表：可・不可)	
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
休業日			
営業日			
営業時間	(午 前 ・ 午 後) 時 分から (午 前 ・ 午 後) 時 分まで	(午 前 ・ 午 後) 時 分から (午 前 ・ 午 後) 時 分まで	実際に変更のあ った年月日を記 載する。 ↓ ○○年○○月○○日
修繕対応時間	(午 前 ・ 午 後) 9時 30分から (午 前 ・ 午 後) 17時 00分まで	午 前 ・ 午 後) 9時 15分から (午 前 ・ 午 後) 17時 15分まで	
漏水等修繕対応	屋内給水装置の修繕 ・ 埋設部の修繕 ・ その他 []	屋内給水装置の修繕 ・ 埋設部の修繕 ・ その他 []	
配水管からの分岐 ～水道メーター	施行する・施行しない	施行する・施行しない	
水道メーター ～宅内給水装置	施行する・施行しない	施行する・施行しない	
そ の 他			

※変更該当箇所の公表と変更箇所のみ記入をお願いします。

※事業所数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

給水装置工事主任技術者~~者~~選任・解任届出書

八匠水道企業団

企業長 殿

届出年月日を記入する。
 選任・解任年月日から遅滞なく
 届け出なければならない。

年 月 日

〒

本店の名称を記入する。

届 出 者

Ⓔ

TEL /FAX

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の

選任

~~解任~~ の届出をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	〇〇〇〇〇支店（営業所）	
上記事業所で <u>選任・解任</u> する 給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任 技術者免状の交付番号	選任・ 解任 の年月日
〇〇↑〇〇 氏名と交付番号を一致 させること	第〇〇〇〇〇番	〇〇年〇〇月〇〇日
		(選任の場合) ①指定を受けた日から ②給水装置工事主任技術 者が欠けた日から ③新規に事業所を追加し た日から それぞれ 2 週間以内でな ければならない。

(備考)この用紙の大きさは、A列4番とすること。

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

八匠水道企業団
企業長 殿

届出年月日を記入する。変更年月から
30 日以内に届け出なければならない。

〇〇年 〇〇月 〇〇日
〒

届 出 者 ← 本店を記入する。 ⑩
TEL / FAX

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	〇〇 〇〇			
住 所	〒			
フリガナ 代表者の氏名	〇〇 〇〇			
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日	
事業者の名称 事業者の住所 (TEL/FAX)	フリガナ 旧名称 旧住所 フリガナ	フリガナ 新名称 新住所 フリガナ	〇〇年〇月〇日 〇〇年〇月〇日	
	退任者の氏名 フリガナ	就任者の氏名 フリガナ	〇〇年〇月〇日	
代表者 役員(取締役/監査役)	退任者の氏名 フリガナ	就任者の氏名 フリガナ	〇〇年〇月〇日	
事業者の名称	旧名称	新名称	〇〇年〇月〇日	
事業者の住所 (TEL/FAX)	旧住所	新住所	〇〇年〇月〇日	

- 変更があった場合に
届け出なければならない事項

 - ①事業者の名称
 - ②事業者の所在地
 - ③氏名又は名称
 - ④住所
 - ⑤代表者の氏名
 - ⑥役員の氏名
 - ⑦給水装置工事主任
技術者の氏名
 - ⑧給水装置工事主任
技術者の免状の交
付番号
 - ⑨新規事務所の追加
 - ⑩事業所の廃止

実際に変更のあった
年月日を記入する。

「⑨新規事務所の追
加」のときは記入
しない。

「⑩事業所の廃止」の
ときは記入しない。

(備考)この用紙の大きさは、A 列 4 番とすること。

様式第 11(第 35 条関係)

指定給水装置工事事業者 廃止
~~休止~~ 届出書
~~再開~~

八匠水道企業団
 企業長 殿

届出年月日を記入する。
 当該日からの届け出期間
 ①廃止・休止 30日以内
 ②再開 10日以内

年 月 日
 〒

本店を記入する。

届出者

印

TEL

/FAX

廃止

水道法第 25 条の 7 の規定に基づき、給水装置工事事業者の

~~休止~~の届出をします。
~~再開~~

フリガナ 氏名又は名称	〇〇 〇〇
住 所	〒 本店を記入する。
フリガナ 代表者の氏名	〇〇 〇〇
(廃止・休止・再開) の 年 月 日	〇〇年〇〇月〇〇日 実際に廃止・休止・再開 した年月日を記入する。
(廃止・休止・再開) の 理 由	※理由を簡潔に記入してください (廃業時)

(備考) この用紙の大きさは、A 列 4 番とすること。

申請書類等チェックリスト

申請書類及び添付書類		指定給水装置工事事業者 指定申請書	給水装置工事主任技術者 選任・解任届出書	指定給水装置工事事業者 指定事項変更届出書	指定給水装置工事事業者 廃止・休止・再開届出書	機械器具調書	誓約書	住民票の写し (発行から3ヶ月以内)	定款又は寄附行為	登記簿謄本 (発行から3ヶ月以内)	給水装置工事事業者指定書 (原本)	給水装置工事主任技術者 免状の写し	備 考	
指定申請	個人	<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	・指定手数料: 30,000円 ・事務所外観・事務所内部・機械器具類・車両等の写真 ・確認事項(様式第20号)を提出	
	法人	<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		
更新申請	個人	<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	・更新手数料: 10,000円 ・指定書の写し ・確認事項(様式第21号)及び関係書類	
	法人	<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		
40 変更	個人及び法人	住所	個人	<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	・変更のあった日から30日以内に届け出る。 ・本店、事業所の住所変更等により電話番号が変更となる場合も届出書に記載する。	
		氏名又は名称	法人	<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		事業所の名称又は所在地 (事業所の新設や閉鎖を含む)				<input type="checkbox"/>								
	選任されている給水装置工事主任技術者の氏名又は免状の交付番号				<input type="checkbox"/>							<input type="checkbox"/>		
	法人のみ	代表者の氏名			<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		役員の氏名			<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>			
確認事項													・業務内容変更届出書(様式第22号)を提出	
廃止					<input type="checkbox"/>							<input type="checkbox"/>	・事業の廃止から30日以内に届け出る。	
休止					<input type="checkbox"/>							<input type="checkbox"/>	・事業の休止から30日以内に届け出る。	
再開					<input type="checkbox"/>								・事業の再開から10日以内に届け出る。	
給水装置工事主任技術者選任・解任			<input type="checkbox"/>									<input type="checkbox"/>	・新たに指定を受けた日・給水装置工事主任技術者が欠けた日から2週間以内に選任し届け出る。 ・給水装置工事主任技術者を選任・解任したとき、事業所を新設・閉鎖したときには遅滞なく届け出る。 ※ 解任の場合は不要	

様式・記入方法等

(様式第 1)	指定給水装置工事事業者指定申請書 (第 18 条関係)	16
(別 表)	機械器具調書 (第 18 条関係)	19
(様式第 2)	誓約書 (第 18 条及び第 34 条関係)	20
(様式第 20 号)	確認事項 (新規)	21
(様式第 21 号)	確認事項 (更新)	25
(様式第 22 号)	業務内容変更届出書	33
(様式第 3)	給水装置工事主任技術者選任・解任届出書 (第 22 条関係)	37
(様式第 10)	指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書 (第 34 条関係)	38
(様式第 11)	指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書 (第 35 条関係)	39
	申請書類等チェックリスト	40

八匠水道企業団 業務班

電話番号 0479-73-3171

F A X 0479-73-4774